

直近の改訂学習指導要領に見る英語の音声・発音指導

英語教育の広がり時代を迎えて

大 嶋 秀 樹*

Overview of English pronunciation instruction traced in recently revised Courses of Study

Toward an age of nation-wide English language education
from elementary to high school

Hideki OSHIMA

キーワード：英語の音声・発音、学習指導要領、英語の音声・発音指導観、intelligibility

1. はじめに

2007年に「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」(大嶋, 2007)の題で、1947年の学習指導要領(試案)(文部省, 1947)から、1999年改訂(文部省, 1999a; 1999b)までの学習指導の変遷をたどり、中学校・高等学校の英語教育における英語の音声・発音の指導観について、その足跡を概観してから10余年が過ぎた。幸い小論は、研究や実践の場での言及を得ることができ、ささやかながら英語の音声・発音指導の研究と実践の発展への一助となることができた。

1947年の学習指導要領(試案)以来、日本の英語教育は、もっぱら中学校・高等学校を中心に歩んできた。しかしながら、2011年4月には、外国語活動の名前で、学習指導要領の歴史の中で初めて、中学校・高等学校の校種を超えて、全国の小学校5、6年生までひろがるという出来事を迎えた。そして、当初、週1時間、小学校高学年を対象に始まった、小学校の英語教育は、2020年4月からは、対象学年を、小学校中学年まで広げて行われるようになり、あわせて、小学校高学年での英語教育の拡充がはかられた。その結果、外国語活動(英語)は、小学校3、4年生を対象として、週1時間行われるようになり、小学校5、6年生では、週2時間の教科としての英語教育(外国語科英語)が始まった。

昭和から平成の時代も、英語教育は大きな変革を経てきたが、平成から令和の時代は、昭和から平成の時代までの英語教育の変革をさらに上回る速度で、量・質ともに大きな変革の時代を経てきた。本論考は、めまぐるしく変革した直近の10余年の間の小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の変遷をたどることで、平成から令和の時代にかけての「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」の歴史を概観し、既刊の昭和から平成のはじめまでの「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」の歴史の概観(大嶋, 2007)を補完し、令和の時代を迎えての英語の音声・発音指導の研究と実践に資することを目的とした試みである。論考を通じて、今日の日本の小学校・中学校・高等学校での英語教育における、英語の音声・発音指導の視点を、直近10余年の改訂学習指導要領の概観を通じて明らかにしたい。

* 滋賀大学教育学部

2. 直近 4 回の改訂学習指導要領から

本節では、今日までの直近 4 回の小学校・中学校・高等学校の改訂学習指導要領（外国語活動・英語）を概観し、平成から令和にかけての時代の英語の学習指導要領の変遷から、令和の時代を迎えての、今日までの英語の音声・発音指導の指導観の所在をたどる。

2.1 1989 年改訂学習指導要領

1989 年改訂学習指導要領（外国語）（1989a；1989b）では、それより前の中学校・高等学校の英語の学習指導要領の改訂には見られなかった、大きな改訂が行われた。1つは、「コミュニケーション」という言葉の登場、そして、もう 1つは、それまでの「聞くこと、話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の 4 技能 3 領域の記載が、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の 4 技能 4 領域の記載に変更されたこと、そして、さらにもう 1つは、それまで中学校では、必修教科ではなかった外国語（英語）が必修教科へと変更されたことである。

1989 年改訂学習指導要領（外国語）は、外国語（英語）で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てること、すなわち、音声面を中心とした英語のコミュニケーション能力の育成をはかることを、学習指導要領の記載に初めて、日本の中学校・高等学校の英語教育の第一義的目標として明確に示した。1989 年改訂学習指導要領（外国語）の告示は、当時まだ「読むこと」、「書くこと」の文字からの指導が中心であった英語教育から、「聞くこと」、「話すこと」の音声面の充実に重点を置いた英語教育への転換へと、日本の中学校・高等学校の英語教育が舵をきったことを象徴する出来事となった。そして、外国語（英語）は、中学校・高等学校を通じて、必修教科の 1つに位置付けられるようになった。

1989 年改訂学習指導要領（外国語）での「聞くこと」、「話すこと」の音声重視の側面は、例えば、1989 年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部省，1989a）の「指導計画の作成と内容の取扱い」では、「外国語を初めて学習する入門期においては、音声による指導を重視する観点から、聞くこと及び話すことの言語活動を重点的に行わせるようにすること」という記載を示して、中学 1 年生の入門期から音声指導を継続して行うことの必要性を説いて、中学 1 年生の「話すこと」の言語活動では、「語句や文をはっきりと正しく言うこと」を指導事項として示し、「言語材料」の音声の項（別表 1 言語材料 ア 音声）では、「現代の標準的な発音」、「語のアクセント」、「文の基本的な音調」、「文における基本的な区切り」を取り上げている。また、「音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導してもよいものとする」（「指導計画の作成と内容の取扱い」とする記載も見つけることができる。1989 年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部省，1989b）でも、中学校学習指導要領（外国語）（文部省，1989a）で示した「言語材料」（音声の項では、「現代の標準的な発音」、「語のアクセント」、「文の基本的な音調」、「文における基本的な区切り」）を継承し、「言語材料は、現代の標準的な英語によるものとする」（「言語材料」（英語 I））との断り書きを加えて、「音声指導の補助として、発音表記を用いて指導するよう配慮するものとする」（「内容の取扱い」（英語 I））として、中学校学習指導要領で示した、発音表記を用いた音声指導を継続する記載をあげている。

「現代の標準的な発音」については、「現在、英語は国際語と呼ばれるほどに世界の人々に使用され、多様性に富んだ言葉である。その多様性に富んだ現在の英語の発音の中で、文語的過ぎたり、あるいは口語的過ぎたり、また特定の地域やグループの人々の発音に偏したりしないいわゆる標準的な発音を指導することが大切である」（文部省，1989a）と述べ、偏りのない発音を標準的な発音として規定している。こうした発音モデル観、音声指導観にもとづいた発音・音声指導は、高等学校の英語教育でも継続することが明記されている（文部省，1989b）（大嶋，2007 参照）。

2.2 1999 年改訂学習指導要領

1999 年改訂学習指導要領（外国語）（文部省，1999a；1999b）では、それまでの改訂学習指導要領で「言語材料」や「指導計画の作成と内容の取扱い」の項で取り上げられていた音声や発音についての記

載に加えて、「第9節 外国語 第2 各言語の目標及び内容等 英語 2内容 (1) 言語活動 イ話すこと」に、「主として次の事項について指導する。」との記述に続けて、「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴に慣れ、正しく発音すること。」として、英語の発音・音声に関する指導内容が具体的に記載されるようになった(1999改訂中学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999a))。また、1999改訂高等学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999b)でも、外国語(英語)の各教科の「言語活動の取扱い」の項の「指導上の配慮事項」の中に、「コミュニケーション活動を効果的に行うために、必要に応じて、次のような指導をするよう配慮するものとする。」との記述に続けて、「リズムやイントネーションなど英語の音声的な特徴に注意しながら、発音すること。」と、英語の発音・音声に関する指導内容の具体的な記載が加えられた。「言語材料」の(ア)の音声の項についての記載では、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音変化」、「語、句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」といったより具体的な記載(1999改訂中学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999a)、1999改訂高等学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999b))へと、授業で取り扱う英語の発音・音声に関する項目の記載内容の見直しが行われている。

また、音声指導については、1999改訂中学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999a)で、「言語材料」の(ア)の音声の項で示した記載内容を、「聞くこと及び話すことを重視する観点から発音練習などを通して継続して指導すること」が、また、「音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること」が、「3 指導計画の作成と内容の取扱い」で明記されている。1999改訂高等学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999b)でも、同じく、「第2款 各科目」の「言語材料」の項で、1999改訂中学校学習指導要領(外国語)(文部省, 1999a)の「言語材料」の(ア)の音声の項で示した項目を継承したうえで、「言語材料は、現代の標準的な英語によるものとする」という記述が、「様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること」という但し書きを加えて記されている。また、「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」では、「音声指導の補助として、発音表記を用いて指導することができること」という記述が掲載されている。

2.3 2008年・2009年改訂学習指導要領

これまで、中学校・高等学校の学習指導要領の改訂は同年に実施されてきたが、2008年の学習指導要領改訂では、まず、小学校、中学校の学習指導要領の改訂が告示され、その翌年、2009年の学習指導要領改訂で、高等学校の学習指導要領の改訂が告示されるという、改訂スケジュールの変更があった。

2008年の学習指導要領改訂では、1947年の学習指導要領(試案)(文部省, 1947a)以来、もっぱら中学校・高等学校を中心に行われてきた英語教育に、小学校の英語教育が、学習指導要領の改訂の歴史の中で、初めて加わることとなった。2008年告示の小学校学習指導要領(文部科学省, 2008a)で、「外国語活動(英語を取り扱うことを原則)」として初めて学習指導要領の記載に登場し、2011年4月からは、全国の小学校教育で、5、6年生を対象に、週1時間、年間35時間相当の英語教育が全面的に始まることとなった。

外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと」の音声面の領域での、英語による体験的なコミュニケーション活動が、「コミュニケーション能力の素地を養う」上での活動の中心に据えられている(文部科学省, 2008a)。2008年改訂小学校学習指導要領(文部科学省, 2008a)は、まず、「第1 目標」の「外国語(=英語)の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」という記述から始まる。さらに、次の「第2 内容」では「外国語(=英語)の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと」という記述が続く。さらに、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「音声を取り扱う場合には、CD、DVDなどの視聴覚教材を積極的に活用すること」という記載も加えられている。

外国語活動は、音声による、英語での体験的なコミュニケーション活動を通じて、ことばを用いた

コミュニケーションへの気づき、英語への慣れ親しみ、外国の文化との違いへの理解を深めながら、小学校段階から、外国語（英語）の「コミュニケーション能力」を、児童がなるべく負担感を感じないよう、中学校・高等学校へと、継続的に育てていくことで、数値による成績評価を行う教科ではなく、成績評価を行わない活動として、小学校に導入された英語教育であるため、2008年改訂小学校学習指導要領（文部科学省，2008a）には、これまでの中学校や高等学校の英語の学習指導要領に見られるような、「言語材料」についての記載はない。そのため、英語の発音・音声に関する指導内容の具体的な記載を、直接、学習指導要領の記載から見つけることはできないが、それでも、「音声やリズムなどに慣れ親しむ」という記載からは、体験的な活動を通しての、児童の、英語の音声や発音への慣れ親しみへの期待を汲み取ることができる。

これに関して、2008年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動編（文部科学省，2008a）は、「音声面に関しては、児童の柔軟な適応力を十分生かすことが可能である」として、「外国語活動では、外国語（＝英語）のもつ音声やリズムなどに慣れ親しませることが大切になる。例えば、日本語のミルク（mi-ru-ku）は3音節であるが、英語のmilkは1音節である。これを日本語のようなリズムで発音すると、英語に聞こえず、意味も伝わらない。そこで、実際に英語で歌ったりチャンツをしたりすることを通して、英語特有のリズムやイントネーションを体得することにより、児童が日本語と英語との音声面等の違いに気づくことになる。」と述べ、「また、例えばbrotherという単語を聞いたり、発音したりすることにより、児童は日本語にない /r/ や /ð/ の音に触れたり、慣れ親しんだりすることになる。」と、「音声やリズムなどに慣れ親しむ」ということの英語の音声・発音指導への視点を示している。

2008年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2008b）では、こうした小学校での「音声やリズムなどに慣れ親しむ」体験的な活動を通じた外国語活動の経験を、中学校や高等学校の英語教育でも、継続的に育てていこうとする配慮を、音声や発音に関する記載から確かめていくことができる。2008年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2008b）では、「第9節 外国語 第2 各言語の目標及び内容等 英語 2内容 (1) 言語活動 イ話すこと」に、「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく発音すること。」という記載があげられている。1999年改訂学習指導要領（外国語）（文部省，1999a）でも、同じ節の同じ項に、「強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴に慣れ、正しく発音すること。」の記載が示されているが、違いは、「英語の音声の特徴をとらえ」（2008年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2008b））と「英語の音声の特徴に慣れ」（1999年改訂学習指導要領（文部省，1999a））に限られている。この違いについては、2008年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2008b）は、「改訂前に「英語の音声の特徴に慣れ」としていたものを、「英語の音声の特徴をとらえ」としたのは、今回の改訂で小学校に外国語活動が導入され、音声面での一定の素地があることを受けて一歩進めたものである」と変更の理由を記している。

同様の変更は、2009年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2009）の記載でも確認することができる。1999改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部省，1999b）では、外国語（英語）の各教科の「言語活動の取扱い」の項の「指導上の配慮事項」の中に、「コミュニケーション活動を効果的に行うために、必要に応じて、次のような指導をするよう配慮するものとする。」との記述に続けて、「リズムやイントネーションなど英語の音声的な特徴に注意しながら、発音すること。」とが記載されていたが、2009年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2009）では、掲載箇所が、外国語（英語）の各教科の「内容」の項へと変更され、「リズムやイントネーションなどの英語の音声的な特徴、話す速度、声の大きさなどに注意しながら聞いたり話したりすること。」（コミュニケーション英語Ⅰ、英語表現Ⅰ）、「英語の音声的な特徴や内容の展開などに注意しながら聞いたり話したりすること。」（コミュニケーション英語Ⅱ）、「英語の音声的な特徴や内容の展開などに注意しながら話すこと。」（英語表現Ⅱ）といった、それぞれの教科の内容に応じた記載へと変更が加えられている。

「リズム」や「イントネーション」の記載については、2009年改訂高等学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2010）は、「英語の音声に関しては、個々の単語の発音に加えて、話し手の意図や気持ちを伝える上で重要な役割を担っているリズムやイントネーションについても、自分の意図や気持ちに合わせて使えるよう、適切な指導が必要である。」として、「[「リズム」]とは、発話において他よりも目立って知覚される音や音節が規則的に繰り返されて起こる音声的刺激のことである。強勢と弱強勢、音節の長短、高低、また、それらのいくつかが同時に起こることがその要因となる。英語の場合、強く発音される部分がほぼ同じ間隔で現れる傾向があり、日本語のような各音節がほぼ等しい間隔で発音される言語とは異なるので、指導においては十分な配慮が必要である。」とし、「[「イントネーション」]とは、文全体に及ぶ声の高さの変動のことを意味する。多様なパターンがあり、実際の言葉に現れた意味以外に、話し手の意図や気持ちを込めて使われることが多いので、指導の際には適切な配慮が必要である。」と、英語の音声・発音指導上の留意点、指導上の配慮の必要性を詳述している。解説を踏まえての実際の音声・発音指導には、音声学の知見を踏まえた適切な指導上の介入が必要であるが、実際の指導に際しては、経験的な、くりかえしてまねるだけの指導では限界がある部分である。音声・発音指導の専門的知見を要する指導領域にも踏み込んだ記述は、英語の音声・発音指導への一層の期待の表れでもありと言える。

中学校、高等学校では、英語は教科として位置づけられているので、小学校の外国語活動の記載には見当たらなかった、「言語材料」の記載がある。2008年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2008b）、及び2009年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2009）の記載で、「言語材料」の（ア）の音声の項についての記載では、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音変化」、「語、句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」といった記載は、1999改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部省，1999a）、及び1999改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部省，1999b）の音声の項の記載がそのまま引き継がれている。

「現代の標準的な発音」についての規定は、ほぼ、1989年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部省，1989a）、1989年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部省，1989b）、1999改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部省，1999a）、1999改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部省，1999b）のそれぞれの学習指導要領解説で示された規定が、そのまま継承されている。「現代の標準的な発音」について、2008年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2008b）は、「現在、英語は世界中で広く使用され、その使われ方も様々であり、発音や用法など多様性に富んだ言語である。その多様性に富んだ現代の英語の発音の中で、特定の地域やグループの人々の発音に偏ったり、口語的過ぎたりしない、いわゆる標準的な発音を指導するものとする」と規定し、「その際、母音や子音の種類や数が英語と日本語では異なっていること、また、例えば street や school などのように、英語では子音が続いたり子音で終わったりすることなど、日本語と英語の音声の特徴や違いに十分留意する必要がある。」と述べている。

「語と語の連結による音変化」については、「英語を話すときには、一語一語を切り離して発音せず、複数の語を連続して発音することが多い。このように語と語を連結させることによって英語をなめらかにかつリズムカルに話すことができる。」として、語と語の連結による音変化の具体事例を示している。また、「語、句、文における基本的な強勢」については、「英語の語、句、文には、それぞれ強く発音される部分とそうでない部分がある。強く発音される部分は大きく長めに、そうでない部分は弱くすばやく発音されることから、強勢がほぼ等間隔に置かれることになり、英語特有のリズムが生まれる。英語は日本語と違って強弱によってアクセントを付ける場合が多く、日本語とは異なるこのような英語のリズムを理解させ、習得させることが重要である。名詞、動詞、形容詞などの内容語には強勢が置かれて強く発音されることが多い。」と述べ、語、句、文におけるそれぞれの基本的な強勢の具体事例を示している。さらに、「文における基本的なイントネーション」についても、「イント

ネーションは話者の気持ち、意図、相手との関係など、その場の状況などによって変化するが、英語の文には文がもつ基本的なイントネーションがあり、それらを正しく身につけることが必要である。」と述べ、下降調のイントネーション、上昇調のイントネーション、上昇調と下降調が組み合わされたイントネーションの具体事例を示している。

2.4 2017年・2018年改訂学習指導要領

2008年及び2009年の学習指導要領改訂と同様に、2017年の学習指導要領改訂では、まず、小学校、中学校の学習指導要領の改訂が告示され、その翌年、2018年の学習指導要領改訂で、高等学校の学習指導要領の改訂が告示されるというスケジュールで、2017年及び2019年の学習指導要領改訂は実施された。

2017年改訂小学校学習指導要領（文部科学省，2017a）では、それまでの5、6年で導入されていた外国語活動（英語を取り扱うことを原則とする）が新たに3、4年生で導入され、5、6年の外国語活動は外国語（英語を履修させることを原則とする）（教科としての外国語）に改められることとなった。英語の音声・発音に関する記載については、3、4年生を対象とする「外国語活動」の「第1目標」では、「日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする」という記述が、「第2各言語の目標及び内容等」の「英語」の「2内容」では、「英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに関心すること」という記述が、それぞれあげられている。5、6年生を対象とする「外国語」の「第1目標」では、「外国語の音声（中略）働きなどについて、日本語と外国語との違いに関心し、これらの知識を理解するとともに、（中略）実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする」という記述があげられている。さらに、「第2各言語の目標及び内容等」の「英語」の「2内容」の「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」の「ア 音声」では、「次に示す事項のうち基本的な語や句、文について取り扱うこと」として、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音の変化」、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」という、これまでは、中学校の学習指導要領で示されていた内容が記載されている。「第2各言語の目標及び内容等」の「英語」の「3指導計画の作成と内容の取扱い」では、「音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して2の(1)のAに示す言語材料を指導すること。」ということが記されている。

3、4年生対象の「外国語活動」の「音声やリズムなどに慣れ親しむ」について、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）は、2008年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動編（文部科学省，2008a）で示された、「音声やリズムなどに慣れ親しむ」ということの英語の音声・発音指導への視点を継承し、「例えば、狐（動物）を表す fox という単語を繰り返し聞いたり、発音したりすることにより、児童は英語にない /f/ や /ks/ の音に触れたり、慣れ親しんだりすることになる。」と述べ、「慣れ親しむ」ことの英語の音声・発音指導への具体的な方向性を、事例をあげて示している。

5、6年生対象の「外国語」で示した、「現代の標準的な発音」については、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）では、「英語は世界中で広く日常的なコミュニケーションの手段として使用され、その使われ方も様々であり、発音や用法などの多様性に富んだ言語である。その多様性に富んだ現代の英語の発音の中でも、特定のグループの人々の発音に偏ったり、口語的過ぎたりしない、いわゆる標準的な発音を指導するものとし、多様な人々とのコミュニケーションが可能となる発音を身につけさせることを示している。」と規定している。

また、5、6年生対象の「外国語」で示した、「語と語の連結による音の変化」、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」についても、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）は、2008年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2008b）が示した解説を継承した解説を、具体

事例をあげて示している。

2017年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2017b）では、英語の音声・発音に関する記載は、「第1 目標」で、「外国語の音声（中略）働きなどを理解するとともに、これらの知識を、（中略）実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする」という記述があげられている。加えて、「第2 各言語の目標及び内容等」の「英語」の「2 内容」の「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」の「ア 音声」では、「次に示す事項のうち基本的な語や句、文について取り扱うこと」として、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音の変化」、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」という記載が示されている。また、「3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して2の(1)のアに示す言語材料を継続して指導するとともに、音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできることに留意すること。」という記載が示されている。

同様に、2018年改訂高等学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2018）の記載では、英語の音声・発音に関する記載は、「第1 目標」で、「外国語の音声（中略）働きなどの理解を深めるとともに、これらの知識を、（中略）実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする」という記述があげられている。「第2款 各科目」の各科目の「2 内容」の「(1) 英語の特徴やきまりに関する事項」では、2017年改訂小学校学習指導要領（外国語活動・外国語）（文部科学省，2017a）、及び2017年改訂中学校学習指導要領（外国語）（文部科学省，2017b）が示した「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音の変化」、のそれぞれを継承したうえで、「ア 音声」では、「語や句、文における強勢」、「文におけるイントネーション」、「文における区切り」という記載が示されている。これらの3つ記載では、小学校、中学校の改訂学習指導要領で記載されていた「基本的な」という記述が取り除かれている。また、「第3款 英語に関する各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」では、「音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできることに留意すること。」、「現代の標準的な英語によること。ただし、様々な英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態にも配慮すること。」という記載が示されている。

2017年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2017b）、及び2018年改訂高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編（文部科学省，2018）が示す、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音の変化」の規定は、ともに、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）が示した規定を継承するものとなっている。2017年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2017b）の、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」についての規定も、2008年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2008b）が示した解説を継承した解説を、具体事例をあげて示した、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）の規定を継承するものとなっている。

一方で、2018年改訂高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編（文部科学省，2018）が示す、「語や句、文における強勢」、「文におけるイントネーション」、「文における区切り」についての規定は、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）、及び2017年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2017b）が示した規定をさらに焦点化した解説が加えられている。「語や句、文における強勢」については、「情報や考えなどを的確に理解したり伝えたりするためには、英語の音声上の特徴や英語特有のリズムを習得することが重要である。特に、日本語は音節によってリズムをとる言語であるのに対し、英語は強勢でリズムをとる言語であると言われる。」として、具体事例を示しながら「例えば日本語では「トムは犬が好きです」より「トムはその犬が気に入るでしょう」の方が音節の数が多く発音に要する時間も長い、英語では、強勢のあ

る音節以外は弱く素早く発音されるので、Tom likes dogs. も Tom will like the dog. も、強勢のある音節の数と同じ3拍のリズムで発音され、発音に要する時間もほぼ同じである。このように、強勢のある音節は強く長く、そうでない部分は弱く素早く発音されることや、名詞、動詞、形容詞などの内容語には強勢が置かれ、冠詞、助動詞、前置詞などの機能後は弱く素早く発音されることが多いことを体験的に理解する必要がある。」と解説を加えている。また、「文におけるイントネーション」については、「文におけるイントネーションは、文全体に及ぶ音の高さの変動を意味する。多様なパターンがあり、話し手の気持ちや意図を伝える上で重要な役割を担っている。」としている。「文の区切り」についても、「高等学校では、実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に表現したり、情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手の意図などを的確に理解したりするために文における区切りを活用できるよう指導することが大切である。」として、「特に、発話する際、意味のまとまりごとに区切ることの大切さや、通常は区切らないところに意図的に区切りを入れることによって効果的にメッセージを伝えることができる点などにも触れる必要がある。」と述べている。

2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）、2017年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2017b）、及び2018年改訂高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編（文部科学省，2018）が示す、「現代の標準的な発音」、「語と語の連結による音の変化」の規定、2017年改訂小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編（文部科学省，2017a）、2017年改訂中学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省，2017b）が示す、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」についての規定と解説、そして、2018年改訂高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編（文部科学省，2018）が示す、「語や句、文における基本的な強勢」、「文における基本的なイントネーション」、「文における基本的な区切り」についての規定と解説は、いずれも、音声学、英語学の知見を踏まえた、近年の英語の音声・発音指導への視点を反映した内容となっている。

特に、「現代の標準的な発音」についての、「多様な人々とのコミュニケーションが可能となる発音を身につけさせること」という解説の記載は、intelligibility（聞き手の負担のない理解と伝わりやすさ）を軸として、英語を母語とする人々とも、英語を外国語や第2言語とする人々とも、適切な英語の発音を介しての、互いのコミュニケーションが可能な英語の発音の習得のための音声・発音指導の必要性を説く、Szpyra-Koztowska（2014）の主張とよく整合する。

3. おわりに

本論考は、めまぐるしく変革した直近の10余年の間の小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の変遷をたどることで、平成から令和の時代にかけての「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」の歴史を概観し、既刊の昭和から平成のはじめまでの「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」の歴史の概観（大嶋，2007）を補完し、令和の時代を迎えての英語の音声・発音指導の研究と実践に資することを目的とした試みであった。論考を通じて、今日の日本の小学校・中学校・高等学校での英語教育における、英語の音声・発音指導の視点が、intelligibility（聞き手の負担のない理解と伝わりやすさ）を軸とした、英語を母語とする人々とも、英語を外国語や第2言語とする人々とも、適切な英語の発音を介しての、互いのコミュニケーションが可能な英語の発音の習得に向かってきたことを、直近10余年の改訂学習指導要領の概観を通じてたどることができた。ささやかながら、論考が、既刊の昭和から平成のはじめまでの「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」の歴史の概観（大嶋，2007）を補完し、令和の時代を迎えての英語の音声・発音指導の研究と実践に資することを期待したい。

参考文献

- 文部省 (1947) 『学習指導要領 英語編 (試案)』 東京：中等学校教科書
- 文部省 (1989a) 『中学校学習指導要領』 東京：大蔵省印刷局
- 文部省 (1989b) 『高等学校学習指導要領』 東京：大蔵省印刷局
- 文部省 (1999a) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京：東京書籍
- 文部省 (1999b) 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 東京：開隆堂出版
- 文部科学省 (2008a) 『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』 東京：東洋館出版社
- 文部科学省 (2008b) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京：開隆堂出版
- 文部科学省 (2009) 『高等学校学習指導要領』 東京：文部科学省
- 文部科学省 (2010) 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 東京：開隆堂出版
- 文部科学省 (2017a) 『小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編』 東京：開隆堂出版
- 文部科学省 (2017b) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京：開隆堂出版
- 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領解説 外国語編 英語編』 東京：開隆堂出版
- 大嶋秀樹 (2007) 「学習指導要領の変遷に見る英語の音声・発音指導」『新しい英語教育のために』(望月昭彦, 久保田章, 磐崎弘貞, 卯城祐司編著) (東京：成美堂), pp. 28-40.
- Szpyra-Koztowska, Jolanta (2014) *Pronunciation in EFL Instruction: A Research-Based Approach*. Bristol, UK: Multilingual Matters.